

塩谷町告示第61号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和7年10月7日

塩谷町長 見形 和久

記

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	4.6 (25.0)	17.5 (350.0)

(注：「－」は、赤字を生じていない及び将来負担比率が算定されないため当該数値については該当なしを示す。()内の数値は早期健全化基準を示す。)

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	

(注：「－」は、資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを示す。)